支払期間のルールについて、
独占禁止法の新しい告示ができました

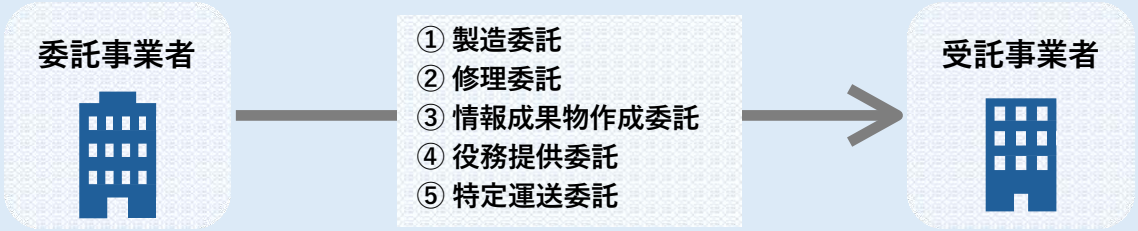
「支払告示」

正式名称：製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法

対象となる取引は？

製造委託等の委託事業者と受託事業者との取引が対象となります。（※汎用品の売買は対象外です）

ただし、取引上の地位が委託事業者に劣っていない受託事業者との取引は対象外です。



（※取適法の製造委託等と同じです）

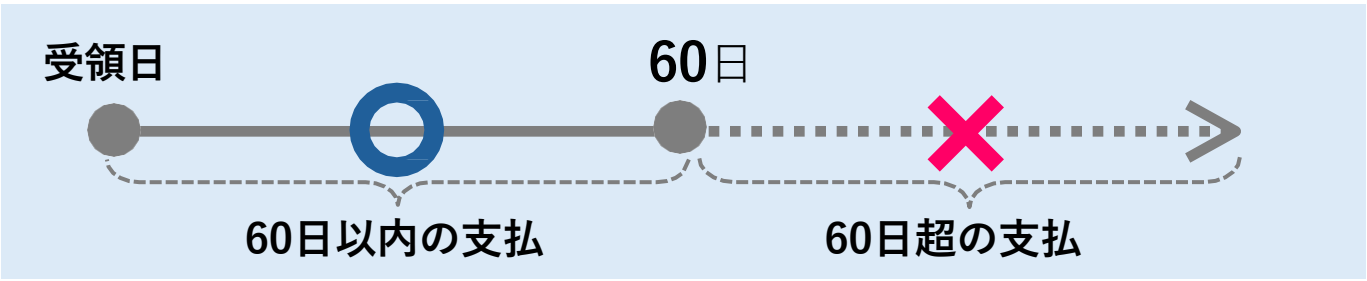
（製造委託等の例）

①完成品メーカーから製造を請け負う精密機器の部品の製造を部品メーカーに委託／② ユーザーから請け負う自動車の修理作業を修理業者に委託／ ③販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託／④ビルオー ナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託／⑤ 販売した家具を顧客に引き渡す場合に、その家具の運送を運送事業者に委託 等

新ルールの内容は？

給付の受領日から**60日以内**に代金を支払う必要があります（60日を超えると違反になります）。

（※正当な理由がある場合を除きます。）



いつから施行される？

令和９年４月１日から施行されます。

背景・趣旨は？

取適法対象外の取引も含め、サプライチェーン上流から下流までの資金繰り負担の偏りを解消し、サプライチェーン全体の資金の流れを作る必要があります。



円滑な資金の流れ

約９割（88.9%）の委託事業者が、支払期間を60日以内に設定しています。しかし、製造委託等の取引 では、受託事業者に対して支払の 繰延べによる負担を押し付けやす い傾向があると考えられます。



（※公正取引委員会調べ）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

Q&A

Q１　委託事業者とは？

取適法第２条第６項に規定する製造委託等（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託）をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）をいいます。

資本金の額や従業員の数のような外形的な規模要件はありません。

Q２　受託事業者とは？

委託事業者から製造委託等を受けた事業者をいいます。規模要件はありません。

ただし、その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる事業者は除かれます。

「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかの具体的な判断に当たっては、①受託事業者の当該委託事業者に対する取引依存度、②当該委託事業者の市場における地位、③受託事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案します。

Q３　60日以内に代金を支払わないことについて「正当な理由がある場合」とは？

例えば、次のような場合です。

- 受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合（給付の内容が委託内容と異なることがある等）
- 製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合に限る。）
- あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合

問題となる行為事例

✕　受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。

✕　受託事業者との間で支払期日が定められていたが、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。例えば、次の①又は②がこれに該当します。

①「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」等の月単位の締切制度（支払期日が締切後30日を超えて定められているもの）を採っていることにより、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。

②「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、社内の検収手続の遅延により、給付を受領した日から60日目まで（２か月以内）に代金を支払わないとき。

違反した場合

違反行為が認められた場合等には、排除措置命令等の対象になります。

相談窓口

経済取引局取引部 **企業取引課**
03-3581-3375（直通）

北海道事務所 取引課
011-231-6300（代表）

東北事務所 取引課
022-225-7096（直通）

中部事務所
第一・第二取引適正化調査課
052-961-9424（直通）

近畿中国四国事務所 取引課
06-6941-2175（直通）

中国支所 取引課
082-228-1502（直通）

四国支所 取引課
087-811-1754（直通）

九州事務所 取引課
092-431-6031（直通）

沖縄総合事務局 公正取引課
098-866-0049（直通）

詳細はこちら

公正取引委員会 支払告示ウェブサイト
https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html

参考情報
取適法ガイドブック
https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf